年號通載大化

號之始矣、

〔膾餘雜錄五〕國朝年號權輿于文武帝大寶、先是雖有善記等之年號、事不實、故不用、

〔鹽尻三十八〕一我國の年號大寶を始とす、其前へ年號ありといへども、一時の嘉號也、增て佛書にいへる我年號は、史にのせざる所也、唐土にても赤明上皇無極永壽等の年號をいへり、又揚雄は蜀王本紀に、望帝位を鼈靈に禪りて、後鼈靈を叢帝と稱し、年を方通と號せし由、事物紀原の一に見えたり、

〔日本書紀二十五孝德〕天豐財重日足姬天皇、○皇極授璽綬禪位、○略中輕皇子不得固辭、升壇卽祚、○略中改天豐財重日足姬天皇四年、爲大化元年、

〔釋日本紀十四述義〕大化元年（私方按之、誅於入鹿臣之暴逆、天下安寧、政化敷行、號元於大化而已、）

〔法隆寺緣起〕伽藍緣起幷流記資財事

奉爲池邊大宮御宇天皇幷在坐御世御世天皇、歲次丁卯、小治田大宮御宇天皇幷東宮上宮聖德法王、法隆學問寺幷四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂岳寺、池後尼寺、葛城尼寺乎敬造仕奉、亦小治田天皇大化三年歲次戊申九月廿一日己亥、許世德陁高臣、宣命爲而食封三百烟ハ賜岐、又戊午年四月十五日、請上宮聖德法王令講法華勝鬘等經岐、其議如僧、諸王公主及臣連公民信受無不嘉、○略下

〔長等の山風附錄二〕天平十九年に勘錄せる法隆寺緣起に、小治田天皇大化三年歲次戊申九月廿一日己亥と記せるこれなり、うちまかせて小治田宮と申すは、推古天皇、皇極天皇の御世を申す稱ながら、此に然申せるは、孝德天皇受禪し給へる、大化元年六月より前の、皇極天皇の、小治田宮に坐まし、同年十二月難波長柄豐崎宮に遷都し給へるを、其御世の始の宮號をもて申せるなり、但し三年と在るは、四年の誤なり、其年と日の干支、また其記せる事實によりて考ふるに、悉四年の事に當れり、然れば三年は四年の寫誤なる事決なし、古書に四を三と作る例あ